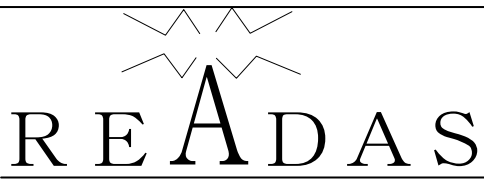


第 5112 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 11月 20日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 簡易な方法による記帳

Q：私は白色申告をしている事業者です。来年から記帳が必要とのことですが、白色事業者については簡易な方法による記帳が認められているとか。どのような記帳方法なのですか？

A：次のような記帳方法です。

【解説】

記帳は、取引の年月日、相手方及び金額並びに日々の売上の合計金額を記載するのが原則ですが、次の方法によることも認められます。

- ①小売業者の現金売上、少額な現金売上、現金仕入については、日々の合計金額のみを一括記載する。
- ②納品書控や請求書控等によりその内容を確認できる取引については、日々の合計金額のみを一括記載する。
- ③掛売上、掛仕入で内容を確認できるものは、日々の記載を省略し、現実に代金を受け取った又は支払った時に現金売上又は現金仕入として記載する。この場合には、年末における売掛金、買掛金の残高を記載するものとする。
- ④いわゆる時貸、時借については、日々の記載を省略し、現実に代金を受け取った時又は支払った時に現金売上又は現金仕入として記載する。この場合には、年末における時貸又は時借の残高を記載するものとする。
- ⑤棚卸資産の家事消費等は、年末に消費等をしたものの種類別に、その合計金額を見積もり、その合計金額のみを一括記載する。

